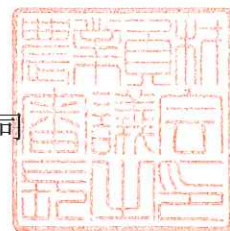




26 資 審 第 8 号
平成26年6月24日

農林水産大臣 林 芳正 殿

農業資材審議会長 芋生 憲司



愛玩動物用飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について（答申）

平成22年5月28日付け22消安第1747号及び平成25年11月22日付け25消安第3908号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第5条第1項に基づく基準及び規格の改正について、別記により措置することは適当と認める。

(別記)

愛玩動物用飼料の基準・規格

分 類	対象とする物質等	基準・規格
添加物	亜硝酸ナトリウム	100 μ g/g
その他	メラミン	2.5 μ g/g